

F A X 通 信.

2020年10月27日

送信先 四団体協議会関係者各位 様

送信枚数 3 枚(本票を含む)

件 名 「上関原発計画予定地の海上ボーリング調査申請の
不許可を求める申し入れ」についての回答

一通 信

お世話になります。

さて、標記の件につきまして別添のとおり文書をお送りいたします。

また、今回は「申し入れ事項に対して」の回答になっております。

熊本先生の質問事項に対しての回答は、別途送られてくるそうです。

文書が届き次第、ご連絡させていただきます。

よろしく願いいたします。

原水禁(自治労山口県本部) 担当〔 藏重 〕

TEL. 083-922-1841

FAX. 083-934-1075

メール:peaceforum-yamaguchi@aioros.ocn.ne.jp

令 2 商 政 第 6 0 4 号
令和 2 年 (2020 年) 1 0 月 2 6 日

原発に反対する上関町民の会
共同代表 山 根 善 夫 様
共同代表 村 田 喜代子 様

上関原発を建てさせない祝島島民の会
代 表 清 水 敏 保 様

上関の自然を守る会
共同代表 高 島 美登里 様
共同代表 山 本 尚 佳 様

原発いらん！山口ネットワーク
代 表 小 中 進 様

原水爆禁止山口県民会議
議 長 榊 本 康 仁 様

山口県商工労働部理事

「上関原発計画予定地の海上ボーリング調査申請の不許可を求める
申し入れ」について（回答）

令和 2 年 1 0 月 2 0 日に申し入れのありましたこのことについて、県としての
回答は当日に申し上げたとおりです。

なお、その際の回答の要旨については、下記のとおりです。

記

- 1 申入事項の 1 について
このたびの一般海域占用申請については、現在、審査を行っているところで
あり、どこまでも一般海域の利用に関する条例に従って、適切に対処する。
- 2 申入事項の 2 の 1) について
事業者から提出された廃止届によれば、作業スケジュールが大幅に遅れ、今
後の海象条件や資機材・作業員の手配上、占用許可期間内での占用行為の完了
が困難となったため、とされている。
また、廃止届を出すに至った要因が、その後解消されたかどうかについては、
一般海域の占用許可の事務において確認する必要がない。

3 申入事項の2の2)について

お示しの許可条件は、一般海域の利用に関する条例に基づき占用許可された物件について、他人に損失を与えた場合、その責任が一般海域管理者である県ではなく、許可を受けた者にあることを明確にしたものである。

昨年の海上ボーリング調査は実施されておらず、そもそも、許可に係る占用によって損失を受けた者がいるとは考えていない。

4 申入事項の3について

ボーリング調査に係る一般海域占用申請書については、事業者の判断により提出されたものであり、県としては、提出された申請書について、どこまでも一般海域の利用に関する条例に従って、適切に対処する考えである。

なお、県としては、新型コロナウイルス感染症への対応について、企業・事業者の皆さんに対し、感染拡大防止のための適切な対策の徹底をお願いしているところである。

5 申入事項の4について

お示しの希少生物への対応については、事業者である中国電力の責任で対応すべきと考えており、県としては、ボーリング調査の実施に当たっては、中国電力において適切な環境保全措置が図られるよう、必要な要請をしまいる。